

三戸町奨学奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三戸町への若い世代のUターンを促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、三戸町奨学金貸付条例（昭和49年三戸町条例第11号。以下「町貸付条例」という。）又は佐藤義典奨学金貸付条例（平成13年三戸町条例第16号。以下「佐藤貸付条例」という。）の規定により奨学金の貸付けを受けた者が町に定住した場合において、予算の範囲内で交付する奨学金の返還に対する奨励金の交付に関し、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「定住」とは、町内に住所を有し、継続して居住することをいう。

(対象となる奨学金)

第3条 奨励金の対象となる奨学金は、町貸付条例及び佐藤貸付条例の規定に基づき、貸付けした奨学金（以下「奨学金」という。）とする。

(奨励金の受給要件)

第4条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町貸付条例又は佐藤貸付条例の規定により奨学金の貸付けを受けた者
- (2) 施行期日以降から奨学金の返還を開始した者、又は施行期日以降に三戸町に住民登録した者
- (3) 町貸付条例第7条又は佐藤貸付条例第9条による奨学金の返還が、その返還すべき期限までに返還したことが確認できる者
- (4) 申請年度の10月1日時点において町内に住所を有し、現に居住する者。また、申請年度の3月31日まで継続して町内に住所を有し、居住する者。
- (5) 町税等を滞納していない者

(奨励金の額)

第5条 奨励金は、奨励金を申請する年度の前年度の期間中に返還すべき奨学金の返還金額とする。ただし、奨励金を申請する年度において三戸町内に居住した期間が1年に満たない場合は、前年度返還金額を申請年度の居住月数で按分した金額を、奨励金対象の返還金額とする。

2 前項の居住月数の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、切り捨てるものとする。

3 町貸付条例第7条第2項又は佐藤貸付条例第9条第2項に規定する貸付金の返還を行った場合については、前項に規定する期間中に返還すべき奨学金の返還金額に含まないものとする。

4 奨学金の返還額の確認については、領収書等の提出により行うものとする。

(交付申請及び決定)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、三戸町奨学奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 奨学金の返還を証するもの

2 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、奨励金の受給要件を備えるときは、奨励金の額及び交付についての決定を行い、三戸町奨学奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、三戸町奨学奨励金請求書（様式第3号）により町長に奨励金を請求するものとする。

（奨励金の交付）

第8条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

2 奨励金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

（交付決定の取り消し及び奨励金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、三戸町奨学奨励金返還命令書（様式第4号）により交付決定を取り消し、期限を指定して既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。